

「生涯学習推進センター所長」を
 「生涯学習推進センター所長
 県立歴史館副館長」に改め、同表のイ中「又
 は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改め、同表のウ中
 「総括情報官
 暴力団排除対策官」を
 「総括情報官」に改める。

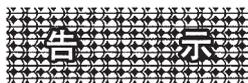
附 則
 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
 平成28年3月31日
 長野県人事委員会委員長 林 新一郎
長野県人事委員会規則第19号
 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
 別表第2中「長野県農業会議」を「一般社団法人長野県農業会議」に改める。

附 則
 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県人事委員会告示第1号

職員の任用に関する細則（昭和34年長野県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行します。
 平成28年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

第2条の見出しを「(名簿)」に改め、同条中「基き」を「より」に、「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に改める。

第5条の見出し及び同条中「任用候補者の提示請求」を「採用候補者又は昇任候補者の提示請求」に改め、同条第1号中「第16条第1項」を「第16条」に、「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に、「採用、昇任候補者提示請求書」を「採用・昇任候補者提示請求書」に改め、同条第2号中「から第19条まで」を「及び第19条」に、「提示（通知）する」を「提示する」に、「採用候補者提示（通知）書」を「採用候補者提示書」に、「昇任候補者提示（通知）書」を「昇任候補者提示書」に改める。

第6条第1項中「又は第25条第4号」を削り、「つど」を「都度」に、「任用（採用、昇任）候補者選考請求書」を「採用・昇任候補者選考請求書」に改め、同条第2項ただし書を削り、同項第1号中「及び写真」を削り、同項第3号中「又は第25条第2号」を削り、同項第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

「様式第1号中 年度任用（採用）候補者名簿」を「年度採用昇任候補者名簿」に改める。

様式第2号中「殿」を「様」に、

職	名	称	級	職	の	級	職	数		を
---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---

職	名	称		数		に改め、同様
	職	務	の	級		

式の注の2を次のように改める。

- 2 職務の級欄には、一般職の職員の給与に関する条例別表第4、長野県学校職員の給与に関する条例別表第6又は長野県警察職員の給与に関する条例別表第4に掲げる職務の級により、任用しようとする職務の級を記入すること。ただし、警察官にあつては、その必要がないこと。

「様式第3号中採用候補者提示書を採用候補者提示書に、「殿」を「様」に、
 「提示通知」を「を提示」に、「提示数」を「提示数」に、「提示順位」を「提示順位」に改め、同様式の注を削る。

「様式第4号中昇任候補者提示書を昇任候補者提示書に、「殿」を「様」に、「提示通知」を「を提示」
 に、「提示数」を「提示数」に、「提示順位」を「提示順位」に改め、同様式の注を削る。

「様式第5号中「殿」を「様」に、「提示通知」を「で提示」に、「提示順位」を「提示順位」に改め、同様式の注中「提示、通知」
 を削り、同様式の備考を次のように改める。

- (備考) 「選択の結果」の欄に記入する場合の略語
 選……………選択された場合
 辞……………候補者が辞退した場合

「様式第6号中任用〔採用〕候補者選考請求書を〔採用〕昇任候補者選考請求書に、「殿」を「様」に、

「任用〔採用〕候補者の〔採用〕昇任候補者の」に、

職 (昇任の場合)	名称	
	級職	の 級職

を

「職の名称
(昇任の場合)」に、

1 履歴書写	2 写真	3 証明書類
4 身体検査書		

を

「1 履歴書の写し 2 証明書類」に、

名称		常勤 非常勤 の区別	任用期間 の有無 〔常勤の場合〕	無し、有り 年月日から 年月日まで 間
級職 の 級職			勤務の様 様 〔非常勤の 場合〕	

を

「名称」
「職務の級の級」

に改め、同様式の注の3を次のように改める。

3 職務の級欄には、一般職の職員の給与に関する条例別表第4、長野県学校職員の給与に関する条例別表第6又は長野県警察職員の給与に関する条例別表第4に掲げる職務の級により、任用しようとする職務の級を記入すること。ただし、警察官にあつては、その必要がないこと。

「様式第7号中「殿」を「様」に、

級	職	数
	の 級職	

を

職務の級	数
の 級	

に改め、

同様式の注の2を次のように改める。

2 職務の級欄には、一般職の職員の給与に関する条例別表第4、長野県学校職員の給与に関する条例別表第6又は長野県警察職員の給与に関する条例別表第4に掲げる職務の級により、任用しようとする職務の級を記入すること。ただし、警察官にあつては、その必要がないこと。

様式第8号中「殿」を「様」に、「任用(採用昇任)選考」を「採用昇任選考」に、

職の名称及び級職	職の名称及び職務の級
(の級職)	(の級)

を に改め、同

様式の注の2を次のように改める。

2 職務の級欄には、一般職の職員の給与に関する条例別表第4、長野県学校職員の給与に関する条例別表第6又は長野県警察職員の給与に関する条例別表第4に掲げる職務の級により、任用しようとする職務の級を記入すること。ただし、警察官にあつては、その必要がないこと。

様式第8号の2中

職の名称及び級職	職の名称及び職務の級
(の級職)	(の級)
(の級職)	(の級)
(の級職)	(の級)

を に改め、同様式の注の1を次のように改める。

1 職務の級欄には、一般職の職員の給与に関する条例別表第4、長野県学校職員の給与に関する条例別表第6又は長野県警察職員の給与に関する条例別表第4に掲げる職務の級により、任用しようとする職務の級を記入すること。ただし、警察官にあつては、その必要がないこと。

人事委員会事務局

長野県人事委員会告示第2号

職員の任用に関する細則の一部改正(昭和39年長野県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行します。

平成28年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

附則及び附則様式を削る。

人事委員会事務局